

# 雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 積雪時の除雪に係る支援制度の推進

- (1) 雪寒地帯における市町村道の除雪費及び豪雪被害に対し、安定的な財政措置を講じること。

また、除雪費等の算定は年度当初では困難であるため、社会資本整備総合交付金以外に除雪費等に特化した交付金を創設すること。

- (2) 冬期間における主要幹線道路の確保のため、除雪機械や消融雪設備の整備促進を図るとともに、除雪待機料を対象とした支援制度を創設するなど、確実な除雪体制を確立すること。

- (3) 地域の実情を踏まえ、豪雪地帯における高齢者等要援護者世帯の除雪に対する支援制度を創設すること。

また、空き家の除排雪に対する財政支援措置を講じること。

- (4) 子どもの安全・安心な教育環境を維持するため、学校施設及び周辺の除排雪対策の支援制度を創設すること。

- (5) 障がい者施設の融雪設備に係る費用については、社会福祉施設等施設整備費の対象とすること。

## 2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実情に応じて弾力的な運用を図ること。

## 3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対して、社会資本整備総合交付金の対象にするなど財政支援の拡充を図ること。

また、融雪・消雪設備の開発に対する技術的支援を行うこと。